

2026年2月27日

「大分県における最低到達水準」の開示について

連合は、働きながら最低限の生活を送ることのできる必要生計費を（都道府県・世帯別）独自に算出しています。

この生計費は、年齢・業種・雇用形態を問わず、すべての労働者が「現状の社会のしくみの中で経済的自立（衣食住、税・社会保険料含む）していくために必要な最低の水準」です。

すなわち、大分県で働くすべての労働者に該当し、且つ、当然クリアしなければならない水準です。本水準を積極的に活用して頂き、賃金水準の底上げに向けた取り組みをお願いいたします。

【連合リビングウェッジ(2025年度改定：大分)】

※（ ）内の金額は2024年度大分の連合LW

	単身世帯／自動車なし	単身世帯／自動車あり
時間額（所定内）※1	月額（最低生計費＋税・社保）	月額（最低生計費＋税・社保）
1,130円 (1,100円)	185,000円 (182,000円)	237,000円 (233,000円)

※1 「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の所定内実労働時間数全国平均の直近3年平均(164時間)で除し、10円未満は四捨五入（所定内実労働時間数＝総実労働時間数－超過労働時間数）

【連合リビングウェッジとは】

・最低限必要な賃金水準

連合リビングウェッジは、労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自に算出しているものです。

春季生活闘争において「底支え」「格差是正」の最低到達水準を決定する際の参考として、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の主張の根拠として、また企業内最低賃金を年齢別に定める際の参考資料などとして、広く活用されています。

以上